

( 認定特定非営利活動法人 ぶどうのいえ )

## 運 営 会 員 規 則

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 6 条の規定に基づき、運営会員についての必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規則において運営会員とは、この法人の目的に賛同して定款第 7 条に定める手続きに基づいて入会し、所定の年会費を納入して、本法人の行う事業活動に積極的に参加、協力する個人又は団体をいう。

### 第 2 章 会 員

(入 会)

第 3 条 運営会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認をまって、定款第 7 条第 2 項に定める年会費を納入することにより入会する。

(退 会)

第 4 条 退会を希望する者は、所定の退会届を提出するか、その旨を書面又は口頭にて理事長又は理事・事務局長等に申し出ることにより、任意に退会することができる。

(会員の権利)

第 5 条 運営会員は、本法人の日常の事業運営に参画し、活動することができる他、それぞれ次の権利を保有する。

① 運営会員は、定款第 1 2 条に定める役員(理事及び監事)に選任されることができる。

運営会員が、役員(理事又は監事)に選任されることを希望するときは、理事長又は理事・事務局長等に申し出ることができる。役員(理事又は監事)の選任は、理事会での審議を経て、運営会員総会にて協議の上、決定される。

② 運営会員は、定款第 2 5 条に定める運営会員総会に出席し、定款第 2 6 条に定める事項の討議・議決に参加することができる。

③ やむを得ない事由により運営総会に出席できない場合は、定款第 2 8

条に基づき、書面による表決または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

(会員証の発行)

第 6 条 運営会員には、本法人の運営会員であることを証明する運営会員証を発行する。

(会員の責務)

第 7 条 運営会員は、定款第 3 条に定められた本法人の目的達成のため、本法人が運営する滞在施設「ぶどうのいえ」の日常活動をはじめ事業全般に積極的に参画して、事業の維持・充実に寄与することができる。

(年会費)

- 第 8 条 運営会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。
- 2 年会費は 3, 0 0 0 円とし、所定の「払込取扱票」(通常払込料金加入者負担)による郵便振込みにより、遅滞なく納入するものとする。
  - 3 年会費は、定款第 3 4 条に定められた事業年度(1 月 1 日からその年の 1 2 月 3 1 日)1 カ年の会費とする。
  - 4 運営会員として入会した当年度の会費は、いずれも当年度 1 2 月までの年会費(3, 0 0 0 円)とする。また、退会した運営会員の年会費は、年度期中であっても返還されない。

以 上